

「故安倍晋三国葬儀」における弔旗の掲揚に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

「故安倍晋三国葬儀」における弔旗の掲揚に関する質問主意書

吉田茂元内閣総理大臣の国葬儀においては、故吉田茂国葬儀当日（昭和四十二年十月三十一日）哀悼の意を表するため、昭和四十二年十月二十五日、「故吉田茂国葬儀当日における弔意表明について」が閣議で了解され、

一 各省庁においては、

(1) 弔旗を掲揚すること。

(2) 葬儀中の一定時刻に黙とうすること。

(3) 各省庁の長は当日午後は公務に支障のない範囲内において職員が勤務しないことを認めることができること。

(4) 公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事はさしひかえること。

二 以上の各項については、各公署、学校、会社その他一般においても同様の方法により哀悼の意を表するよう協力方を要望すること。

という内容の措置がなされた。これらに関連して以下何う。

一 「故安倍晋三国葬儀」では、各省庁に対して弔旗の掲揚についての協力を要望するのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また要望するとすれば、どの省庁が対象となり、具体的な期間及び時間についてどのように想定しているのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

二 「故安倍晋三国葬儀」では、各公署に対して弔旗の掲揚についての協力を要望するのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また要望するとすれば、どの公署が対象となり、具体的な期間及び時間についてどのように想定しているのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

三 「故安倍晋三国葬儀」では、各学校に対して弔旗の掲揚についての協力を要望するのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また要望するとすれば、どの学校が対象となり、どの程度の期間を想定しているのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

四 「故安倍晋三国葬儀」では、会社に対して弔旗の掲揚についての協力を要望するのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また要望するとすれば、どのような会社が対象となり、具体的な期間及び時間についてどのように想定しているのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

五 「故安倍晋三国葬儀」では、「その他一般」に対して弔旗の掲揚についての協力を要望するのか、岸田

文雄内閣の見解を伺いたい。また要望するとすれば、どのような者、組織等が対象となり、具体的な期間及び時間についてどのように想定しているのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

六 「故安倍晋三国葬儀」において、弔旗の掲揚についての協力を要望された者、組織等が要望に応じなかった際に、罰則を受けるなど不利益を被ることはないか、岸田文雄内閣の考えを確認したい。また、要望に応じなかった者、組織等が社会的圧力による不利益を被らないように政府として配慮するための対策を講じる考えはあるか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。

右質問する。